

第1回佐竹台留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月10日（日） 午後2時00分～午後4時15分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運營業務委託の概要説明】

～ 説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～①基本編～」の視聴 ～
〔補足説明〕

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会の特別委員について、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者2名以内としています。こちらは、各育成室から2名以内となりますので、今回で申し上げますと、4か所の委託候補育成室から各2名以内、合計で8名以内ということになります。

特別委員には、委託事業者の選定に加え、契約最終年度に行う附属機関による第三者評価にも携わっていただきます。選定と評価を同じ年度で行うわけではありませんので、契約最終年度の第三者評価の際には改めて特別委員を委嘱することになります。特別委員の選定については、多くの場合、保護者会から御推薦いただいておりますが、中には評価のタイミングで保護者会が既に解散されている場合がありますので、その場合は、在籍児童の保護者の皆様に、市からお知らせし、特別委員を公募させていただきます。応募していただいた方が複数名おられる場合は抽選を行います。また、特別委員に就任していただいた方には、選定や評価の方法等について、直接お会いして資料を基に御説明させていただきます。

また、今後のスケジュールについてですが、今回の第1回保護者説明会では、民間委託の概要等について説明させていただきましたが、令和6年の1月から2月頃に予定している第2回保護者説明会では、事業者を公募するに当たっての募集要領、仕様書等について御説明させていただきます。

また、令和6年8月から9月頃に保護者懇談会として事業者を紹介させていただきますが、令和7年2月から3月頃には第2回保護者懇談会として、4月から勤務予定の指導員紹介や引継保育の実績報告をさせていただきます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：1点目、引継期間が最大6か月とありますが、最大ということは、少なくなることもあるということですか。

2点目、令和7年4月1日から新体制に変わって以前の直営の先生は全員いない状況になると思いますが、過去には半年ほど直営の先生が残ってくださったこともあるとお聞きしたことがあります。佐竹台でも同様の対応ができるのか知りたいです。

吹田市：1点目、引継期間は、20日以上かつ延べ80時間以上を最低条件としています。過去には2か月程度で引継保育を実施しており、その期間で引継保育ができていなかったわけではありませんが、更に安心していただくために十分な時間を取れるよう見直した経過があります。その上で、引継期間が最大6か月になってからの実績としては、令和5年度から委託が始まった吹二、山二育成室の実績となりますが、日数としては吹二で110日、山二で91日であり、期間としては、毎日ではありませんが半年間の期間でどちらも実施されています。事業者にとっても、運営する上で、引継期間が極端に短いと不安がありますので、最低条件の設定をしています。実情としては大きく上回っている状況です。

2点目、過去に委託運営開始後に直営の指導員が約半年間残った事例については、コロナの影響が大きかった時期であり、その時は、現在とは違い2か月程度の期間で引継ぎを行っていましたが、コロナによる休室などにより、通常の保育自体も十分にできていなかった中では、20日以上かつ延べ80時間以上という引継保育もなかなか難しかったということで、その時の特別な取扱いとして、直営の指導員を半年程度残したという経過があります。現在では、御説明させていただいたように、元から半年間という長い期間をとっていますので、それまでの間に関係性を構築していきたいと考えています。申し訳ありませんが、委託運営開始後の4月以降に直営指導員が残るといったことはないと考えていただきたいと思えます。

保護者：半年間という期間の中で、要件を満たす日数と時間の引継ぎを行うということで、半年間毎日行うわけでないということですか。

吹田市：そのとおりです。

保護者：指導員の配置基準のところ、資格要件を満たすものとありますが、その資格というのはどういったものなのか。また、応募の時点で職員を確保していることを条件とはしていないということですが、もし有資格者が確保できなかった場合は、無資格者で運営するのかどうなるのかをお聞きしたいです。

吹田市：まず、資格に関しては、直営委託にかかわらず同じ基準があり、留守家庭児童育成室を運営するには、放課後児童支援員という資格が必要です。1教室を運営するのに、2名の職員が必要で、そのうち1名は放課後児童支援員を配置

しないといけないとなっています。そのため、配置できないと、そもそも育成室を開室することができません。そこは事業者の責任で必ず配置をしていただくことになりまして、今までも配置ができなくて開室ができなかったということはありません。応募の時点で育成室を運営するだけの職員を全て確保しておくことを応募条件とはしませんが、事業者が決定してから本格的に採用活動を行い、既に運営している施設からの職員の異動等も合わせて体制を確保していただいています。

保護者：1点目、公開されている過去の保護者説明会の資料を見ると、事業者の公募に関して、近隣の保育園等を運営する法人に周知するという文言がありましたが、佐竹台育成室においても同様に対応されるのでしょうか。

2点目、委託先の指導員は、フルタイム雇用が多いようですが、吹田市でも、市長が指導員のフルタイム雇用を前向きに検討していると聞いたことがあります。具体的なお話は進んでいるのでしょうか。

吹田市：1点目、確かに過去には近隣の保育園等を運営している法人へ公募について案内していました。現在では、保育幼稚園室が行う園長会において、民間委託の説明を行い、事業者の公募について周知しています。事業者の応募があるのか、気にされているかと思います。参考にQ&AのNo.19に過去の応募事業者数を記載していますが、昨年度の選定で、吹二6者、山二4者となっており、今年度の選定で、千二6者、江坂大池9者、青山台7者となっており、一定の応募があると見込んでいます。

2点目、直営指導員のフルタイム雇用については、他市の状況も踏まえ検討していますが、具体的なことについてはお伝えできる状況にありません。

保護者：これまで直営で実施していた取組などがそのまま引き継がれるということなので、基本的には、それほど不安ではありませんが、現在の直営指導員の先生方には、年間を通した多くのイベントの実施や、日常の生活においても、班活動や様々な取組を実施するなど、膨大な業務を行っていただいています。そういった業務を細かなところまで引き継いでいただけるのか不安な気持ちがあります。例えば、仕様書に佐竹台育成室での取組内容について具体的に記載することは可能なのか、それとも、事業者選定後に事業者に対して保護者会から要望していくことになるのでしょうか。

吹田市：仕様書の内容については、第2回説明会で御説明させていただきますが、基本的には前提として放課後児童クラブ運営指針を理解した上で、市が直営で行ってきたことを仕様書に記載しています。その中には、集団づくりや伝統的な遊びについても記載していますが、各育成室が行っている行事や取組などの詳細については、仕様書に記載するのではなく引継保育の中で伝えていくこととなります。また、来年4月から5月に予定している、公募に伴う事業者

の見学会の様子を保護者の方に見学していただくことも可能です。ただ、日程調整に関しては、市と事業者間での調整となり、参加される場合は、公平性を期すために、全事業者の見学会に参加していただく必要があります。そのため日程調整も大変になりますが、そういった場を通して事業者に御要望をお伝えすることは可能です。

保護者：1点目、引継保育で児童と指導員との関係性を構築するというのがキーワードで書かれていますが、関係性が構築されているかというのは具体的にどのように評価されるのでしょうか。

2点目、引継保育の様子を保護者が見に行くことはできますか。

吹田市：1点目、児童と指導員との関係性の構築について、まず、新しい指導員が引継保育にどのように入っていくのかというと、児童に委託事業者の指導員として紹介するのではなく、新しい指導員として、現在の指導員と同じように、遊びなどを通して児童と関わっていくようにしています。また、配慮が必要な児童に関しては、特に時間をかけて関係性を構築するようにしています。その辺りは、現場の責任者として配置される予定の主任指導員が状況を把握し、直営の指導員ともよく話をした上で、市とも情報共有を行い、実行していく予定です。

2点目、保護者が引継保育の状況を確認することはできるのかということですが、最終的には、令和7年2月頃に開催する第2回保護者懇談会で引継保育の状況は御報告させていただきますが、引継保育は市と事業者の間で行うものですので、責任を持って引継ぎさせていただいて御報告させていただきます。

保護者：1点目、引継保育は子供がいない時間帯にも行われるのでしょうか。

2点目、来年度から新たに入室される家庭の中にも、民間委託に対して不安を持っている方もいると思いますが、そのような家庭には、来年3月に行う入室説明会で指導員から民間委託について説明されるのでしょうか。

最後は意見となりますが、事前質問への回答のNo. 1、わかたけ学級が民間委託先の候補として選ばれた理由について、教室にも余裕があるという表現がありますが、この表現だけを見ると、とてもいいことのように見えます。使えない理由は、指導員がいないからですよね。この表現は誤解を招くと思うので、教室を使用できていない事情を言っていたかかないと、この回答だけを見ると教室がたくさんあっていいように見えてしまいます。

吹田市：1点目、引継保育の時間帯としては、保育時間以外の午前中の時間にも、行事や全体のスケジュール、下校ルートの確認など事務的な引継ぎを行います。

2点目、来年度から新たに入室される御家庭への説明ということですが、入室申請されている御家庭に対しては、説明会の開催について御案内していま

すので、皆様と同様に御参加いただいているものと考えています。

保護者：民間委託を進める目的が指導員確保ということで、令和7年度から4か所を業務委託することで必要な指導員数を確保することができ、その後、待機児童がなくなった場合そのまま民間委託継続するのか、それとも直営での運営に戻すことになるのでしょうか。

吹田市：指導員確保については、今後も厳しい状況が想定されており、今後将来的に児童数がどうなるのかわからないところもありますが、待機児童が解消されたからといって、委託した育成室を直営に戻すという考えはありません。

保護者：1点目、引継保育について、引継ぎに来られる先生は、4月以降もそのクラスの先生として勤務されるのでしょうか。

2点目、来年度キッズスクエアを実施しますと説明を受け、来年度の申し込みが始まりました。その後、民間委託が始まりますとお知らせされましたが、その流れが納得いきません。1年間だけキッズスクエアで我慢してもらって、その後は民間委託ですというのは違うと思います。民間委託については仕方ないと思いますが、そうであれば、キッズスクエアではなく民間委託を優先的に進めていけばよかったのではないかと思います。保育園で待機児童が問題になっていたわけですから、学童でも待機児童が発生することは想定できていたはずですよ。苦肉の策なのかもしれないですけど、それは大人の事情であって子供には関係のないことだと思います。

吹田市：1点目、基本的には、引継保育に従事した職員が委託開始後も勤務することとしていますが、クラス単位で見た場合に、ずっと固定で同じクラスで引継ぎを受けることにはならない場合もあります。クラス担任などは引継ぎ状況を見て決まっていきますので、最初はこのクラスに入っていたけれども、結果的には違うクラスということはあると思います。ただ、引継ぎに来た人が勤務しなくなるというのは全く意味がないので、そういったことはないようにしていただいています。

2点目、待機児童となり4年生の居場所がなくなってしまうため、キッズスクエアを実施しています。確かに佐竹台育成室では令和7年度から民間委託の予定となるため、来年1年間だけと言われるとそうですが、何もしなければ子供たちの居場所がなくなってしまうので、今回4か所の育成室の委託を決定しました。子供たちには本当に申し訳ないと思っています。保護者の皆様も待機になるのではないかと不安を抱えておられるかと思いますが、市としても解決に向けて何とかしたいと進めていますので、御理解いただきたいと思っています。

保護者：市の職員も努力されているのでしょうけど、頑張っているからすべてが許されるわけではありません。課題がどこかにあるはずなので、改善できるように、

誠意ある対応、道筋で進めてほしいです。これ以上、残念な学年を増やさないように努めていただきたいです。市が指導員の雇用を本気で進めているのか一切見えません。その辺りの努力がこちら側に見えない中で頑張っていますと言われても納得はできません。もう少し誠意ある回答をしていただきたいと最初にお伝えさせていただきます。それとは別に質問が3点あります。

1点目、長期休業期間中は午前8時から開室と記載がありますが、千里たけみ小学校では午前8時30分からの開室と聞いています。それはなぜなのか、佐竹台育成室ではどうなるのでしょうか。

2点目、令和7年度のクラスを決めるに当たり、クラスは直営の先生が決めるとか、運営する委託事業者が決めるとか、一緒に決めるのでしょうか。また、おおよその入室希望人数が分かっているならば、何クラスで運営する予定なのか教えていただきたいです。

3点目、令和7年度から民間委託予定の他の3か所の育成室の説明会で出た質問の中で、この質問内容は佐竹台の保護者にも共有しておいた方がいいと思われるものがあれば教えていただければと思います。

吹田市：1点目、現在、長期休業期間中の8時開室については、委託育成室14か所中11か所で実施しています。令和5年度から委託運営を開始した育成室については、仕様書に定めていますので全て8時からの開室となります。経過としては、直営、委託を含めて8時開室というニーズに対して実施できていない状況があったため、委託育成室の中で、実施可能な育成室から順次実施しているところです。

2点目、クラス決めについては、過去の事例で申し上げますと、直営の指導員が決められている育成室や、直営の指導員のアドバイスを基に事業者が決められている例もあります。また、クラス替えを年に何回か行う育成室もあり、学期ごとや半年ごと、1年間クラス替えを行わない場合もあります。想定している運営教室数としては、4～5教室を想定しています。

3点目、他の育成室の説明会でいただいた質問で、共有した方がいい内容があったかということですが、佐竹台育成室では多くの質問をいただいております。思い当たる内容は全て網羅されているものと思います。

保護者：1点目、4～5クラスでの運営とのことですが、市としては1クラスを何人の定員で考えているのでしょうか。

2点目、以前に山五が契約解除になったとお聞きしましたが、一体どういう状況になれば、委託から直営に戻るようになるのでしょうか。

3点目、私の願いでもありますが、現在の指導員不足により、派遣の先生も増えていると思いますが、保育や子供に慣れていない方も多く、放課後デイサービスの問題でもあったように、暴力や暴言などの不適切な対応がされるこ

とも予想されます。おそらく、丁寧な引継ぎを行いますという回答になると思いますが、ただ、場所と人を確保したらいいと思っているのではないということ市の方には理解していただきたいと思っています。内容も含めて保護者が安心して預けられるような形で、是非委託を進めていただけたらというお願いです。また、そうならないために、丁寧に対応するというだけでなく、具体的にどういう対応をされるのかを聞かせていただけたらと思います。

吹田市：1点目、1クラス当たりの定員については、原則40人、弾力運用として45人というのは変わらず、委託、直営同じ基準で運営していきます。

2点目、どういう状況になれば契約解除になるのかについて、具体的な基準があるわけではありませんが、山五育成室の事例としては、先ほどの説明の中で、引継保育に従事した職員が、引き続き運営開始後も勤務するとお伝えしましたが、過去の事例の中で、この1件だけ、中心となる職員が引継ぎの途中で退職してしまい、運営が始まる4月には経験のある方が誰もいない状態となり、保育経験のない方ばかりで運営がスタートしてしまったという経過があります。資格は必須条件のため有資格者はいましたし、事業者も何とかしようと実務経験者を途中で配置しましたが、その方も途中で退職してしまい、運営がうまくいかず、児童や保護者との関係性を構築できませんでした。結果、保護者の方とも話し合い、1年間で契約を解除することになりました。この事例を踏まえ、改善策として、指導員の配置において担任のうち1人は2年以上の実務経験を求め、引継保育の具体的な日数を示すようにしました。審査項目についても、知識や経験という項目から知識という文言を削除し、経験重視で審査するように、合格基準も600点から650点に引き上げ、更には、採点合計の平均についても650点以上としました。令和4年度からは、引継期間を最大6か月間とするなど一定改善を図り、それ以降契約解除という事例はありません。

3点目、運営の質の観点から質問をいただいておりますが、市の検証体制として、まずは、保護者アンケートを1年目は年3回実施します。アンケートだけではなく、毎年、事業者から提出される実施状況報告書を基に市が評価を行い、3年目には附属機関による第三者評価を行います。市の職員も現場を巡回し、運営状況の確認や指導員とのコミュニケーションもっており、気付いた点などについては事業者にお伝えしています。事業者とも密にコミュニケーションをとるようにしており、問題があれば事業者とすぐに調整するように対応しています。また、市のスーパーバイザーの巡回も、委託育成室となっても引き続き行い、特に配慮が必要な児童の状況や育成室全体の雰囲気なども確認しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)